

# よくある質問



**Q** 県に登録した場合、必ず対象企業に就職しなければなりませんか？

**A** 必ず対象企業に就職しなければならないものではありませんが、登録いただくと対象企業や企業説明会などの情報提供が受けられます。

**Q** 宮城県の出身ではありませんが、登録はできますか？

**A** 登録できます。現在県外にお住まいの方や、宮城県出身でない方も登録可能です。

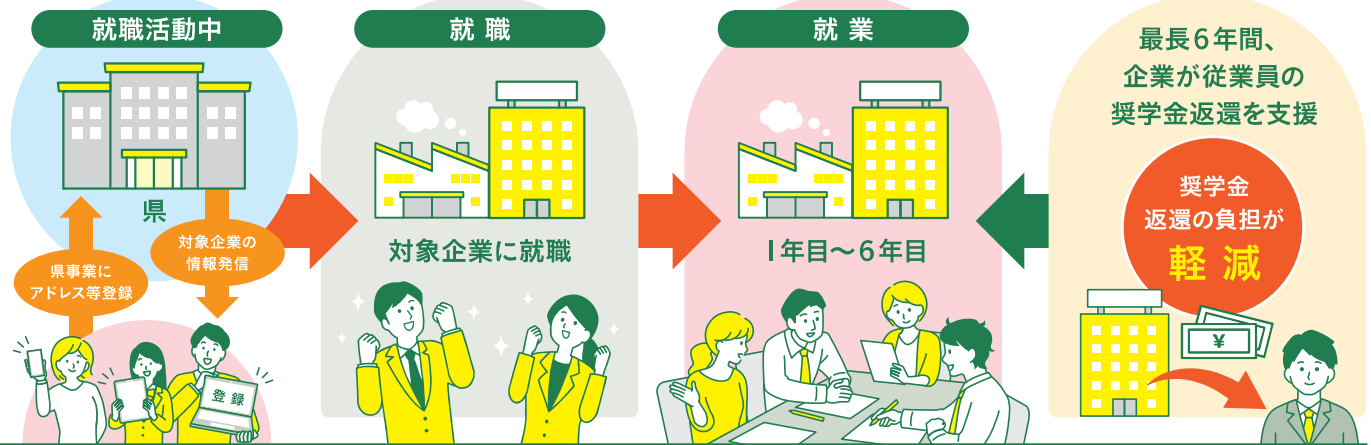
**Q** どの企業がこの制度の対象ですか？

**A** 本制度の対象となっている企業は、県のホームページからご確認いただけます。

**Q** ものづくり企業が対象とありますが、文系でも利用できますか？

**A** 文系・理系等の出身学部に関わらず利用できます。県ホームページから対象企業を確認できますので、詳しい採用情報等はそちらをご覧ください。

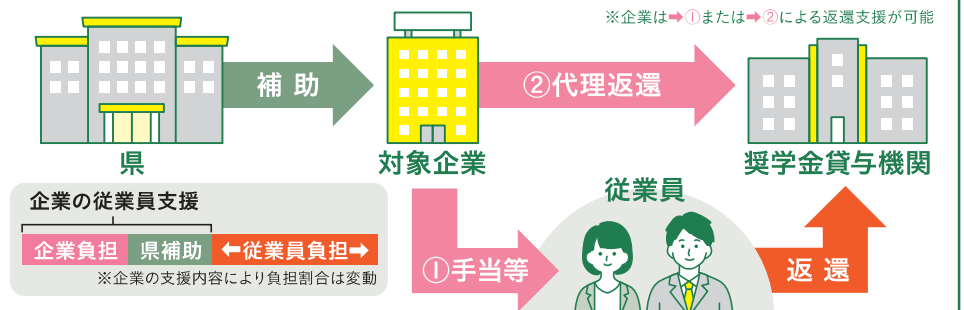
## 制度利用の流れ



## 返還イメージ

**例**  
 従業員の年間返還額を60万円(月5万円)と仮定し、企業が30万円支援する場合

- 従業員・・・年間30万円返還(負担半減)
- 企業・・・年間15万円負担
- 県補助・・・年間15万円補助



## 県の補助制度の対象企業や対象となる従業員の要件等について

補助対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内に本社を有するものづくり企業</li> <li>● 県内に支社、工場、事業所等を有し、県内に勤務地を限定した採用を行っているものづくり企業</li> </ul> <small>※中小企業基本法に規定する中小企業者又は小規模企業者に限る</small>	<b>補助上限額 (従業員への支援総額)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業が県から交付される補助金は最大135万円(年間22万5千円×6年)です。</li> <li>※従業員が奨学金貸与総額の1/4が上限</li> <li>● なお、従業員の方が受け取れる支援金額は下記のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員が卒業した学校</th> <th>企業から従業員への支援総額(6年間)</th> <th>企業から従業員への支援金額(1年あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大卒等</td> <td>プラン①</td> <td>270万円</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>プラン②</td> <td>180万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>プラン③</td> <td>90万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>54万円</td> <td>9万円</td> </tr> </tbody> </table> <small>※大卒等については、3つのプラン(補助上限額)から企業が選択可能</small>	従業員が卒業した学校	企業から従業員への支援総額(6年間)	企業から従業員への支援金額(1年あたり)	大卒等	プラン①	270万円	45万円	プラン②	180万円	30万円	プラン③	90万円	15万円	高校卒	54万円	9万円
従業員が卒業した学校	企業から従業員への支援総額(6年間)		企業から従業員への支援金額(1年あたり)															
大卒等	プラン①	270万円	45万円															
	プラン②	180万円	30万円															
	プラン③	90万円	15万円															
高校卒	54万円	9万円																
支援対象となる従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和7年度以降に補助対象企業に正社員として採用される者</li> </ul> <small>※高校卒や中途退学等した場合も対象                  ※既卒の場合は卒業から4年以内に就職した者が対象</small>																	
支援対象となる奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)及び第二種奨学金(有利子)</li> <li>● 宮城県高等学校等育英奨学資金</li> </ul>																	
補助率	1/2 <small>※企業から従業員への支援金額の1/2を補助</small>	<b>補助期間</b> 最長6年間																

## ものづくり企業

ものづくり企業とは、「ものづくり産業振興に関する県民条例」第2条に規定する「ものづくり産業」に該当する事業を行っている企業です。具体的には、食料品製造業、電子部品等の製造業に加え、ソフトウェア業や、機械修理・機械設計等の工業製品の設計や製造、修理と密接に関連する事業を行っている企業となります。

その他、詳しい要件等は県のホームページ等でご確認ください!

## 対象企業の情報について

宮城県のホームページから氏名・アドレス等の登録をしていただくと、本制度に登録している対象企業の情報や企業が開催する就職セミナー、説明会等のお知らせをお送りいたします。

登録は  
 コチラ

